

匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会（第2回）

日時 令和7年2月27日（木）

場所 Web開催

○山本委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第2回「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御参加いただきましてどうもありがとうございます。

それでは、まず事務局から、委員の出欠状況について報告をお願いいたします。

○事務局（北嶋） 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課の専門官の北嶋でございます。本日は御参加いただき誠にありがとうございます。

本日、長島公之委員につきましては、事情により遅れて御出席される予定です。

本日は、YouTube上でライブ配信を行っております。本会議はアーカイブ配信をいたしませんので、会議開催時間帯のみ視聴可能です。

議事録作成のため、事務局にて録音させていただきますので御了承をお願いいたします。議事録作成後に録音ファイルは消去いたします。

なお、YouTube配信を御視聴の方におかれましては、配信画面あるいは内容を許可なく他のウェブサイトや著作物等へ転載することは禁止されておりますので、御留意いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただく前に各委員からの御発言についてお願いがあります。

御発言の際は、挙手あるいはZoomの「手を挙げる」機能を使用し、まず、お名前を名乗っていただきますようお願いいたします。また、配信にて手話通訳及び要約筆記を行っているため、可能な限りゆっくり分かりやすくお話しください。資料の記載内容について御発言される場合は、資料番号、記載ページ、内容の位置について御教示ください。なお、委員の皆様におかれましては、発言後は、マイクのスイッチをオフにさせていただきますようお願いいたします。円滑な会議運営に御協力をお願いいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。議事次第を御覧ください。

本日の議事と資料一覧が記載されております。資料はお手元にごございますでしょうか。

資料は、資料1-1、1-2、資料2、参考資料1-1、1-2がございます。本日、資料を画面表示して御説明いたしますが、適宜、事務局から送付しております資料もお手

元で御参照いただければと存じます。

御不明な点等がございましたら、会議のチャットに書いていただくか御発言いただければと存じます。

御不明な点はございませんでしょうか。

よろしければ、山本委員長に進行をお渡しさせていただきます。それでは、山本委員長、よろしく願いいたします。

○山本委員長 それでは、早速、本日の議事に入らせていただきます。

まず、議題1「匿名障害福祉等関連情報・匿名障害児福祉等関連情報データベース（障害福祉DB）の利用に関するガイドライン（案）について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（北嶋） 事務局でございます。

まず、資料1-1がガイドライン案の本体です。こちらのガイドライン案について、障害の当事者団体の方から意見を募りまして、その意見をまとめた資料が資料1-2です。今回は、資料1-2を中心に御説明を申し上げます。資料1-2の1ページ目を御覧ください。

当事者団体一覧ということございまして、このガイドライン案について、障害者部会及び障害児支援部会の構成員が所属する以下の9団体の方に、この資料1-1のガイドライン案の本体を御説明いたしました。

続きまして、次のページの「当事者団体からのご意見」です。当事者団体の皆様方からは、障害福祉データベースの第三者提供について、以下に記載されているような御意見をいただきました。それぞれの団体ごとに御意見を紹介させていただきます。

まず、全国重症心身障害児（者）を守る会の方からの御意見です。

「障害福祉DBから数字によるエビデンスが得られるようになることで、効果的・効率的な制度改正が可能になり、クロス集計により全体の傾向の把握や公平性が期待できると考えられる。しかし、特別な事情により個別的配慮が必要なケースが制度改正（政策立案）や報酬改定で淘汰されることがないか懸念される。必要とされる様々な配慮が保障されるよう、慎重にご対応いただきたい」という御意見をいただきました。

続きまして、同じく、全国重症心身障害児（者）を守る会の方からの御意見で、こちらは、個人特定の可能性に関する御意見ですけれども、「個人特定の可能性の回避について、「公表物」については、障害者および障害児の数が10未満とのことだが、公表はされな

くても個人識別が可能となる情報を研究者が把握することは可能という認識でよろしかったでしょうか。その上で、重症心身障害児者の場合は人口1万人に3から4人（近年はもう少し増加）と言われており、市区町村単位ではほぼ識別されてしまうことが危惧される。このため、公表物についてもこの基準では回避になるのか疑問である」という御意見をいただいております。

続きまして、一般社団法人日本難病・疾病団体協議会の方からの御意見でございまして、こちら個人特定の可能性の回避の観点からの御意見です。「人口2,000人以上25,000人未満の市町村では、障害者及び障害児の数が20未満と表記しているが、25,000人以上の市町村で、障害者及び障害児の数が10未満となっている。20未満とすべきではないか。個人特定できる恐れがある」という御意見をいただいております。

続きまして、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会の方からの御意見でございまして、こちらは、データの活用の観点からの御意見になります。「オープンデータの活用を可能にするとともに、毎年のオープンデータ公開の時期等やその具体的活用に関して相談できる窓口を設置していただきたい」という御意見です。

続きまして、全国手をつなぐ育成会連合会の方からの御意見です。こちら個人特定の可能性の回避という観点からの御意見でございまして、「審査体制と対象の設定が極めて重要と考える。体制に関しては透明性、公平性、納得性のいずれも高い体制とし、本会のように「知的障害」全体を対象とする当事者団体よりも、たとえば審査対象に希少難病が含まれる場合には、当該難病の当事者団体にも意見聴取するといった扱いが重要。また、審査対象に関しても、先の説明では人数（件数）をモノサシとする方向で説明をいただいたが、より丁寧に「全国で1,000人以下の障害や病名を含む場合は当該当事者団体へ意見照会する」といった対応が必要ではないか」という御意見をいただいております。

また、今後のデータの活用といった観点に関する御意見として、「今般のガイドライン作成を契機として、たとえば障害者間における経済的格差（貧困率の相違）といったクロス集計が活性化することを期待する。その意味で、厚生労働省においても従来よりも踏み込んだデータ集計を要する事項を科学研究などへ位置づけていただきたい」という御意見をいただいております。

続きまして、4ページ目「当事者団体の方からのご意見」です。

一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構の方からの御意見です。こちら、データの活用に関する御意見ですが、「障害福祉サービスがどのように提供さ

れているのか」という量的な研究が主になると思われませんが、長期で時系列のデータが活かされることは大事なことと思われまますので大枠で賛成です」という御意見をいただいております。

また、こちらにも、どちらかというデータの利用に関する御意見ですが、「人口の少ない市町村で稀な疾患であるような場合、匿名化・仮名化したとしても誰のことか分かるような場面はあると考えられます。どのような情報を記録しているデータベースであるのか、詳細な仕様が簡単にみられると良いと思います」という御意見をいただきました。

続きまして、専門委員会の委員に関する御意見です。「差別や偏見への配慮やDBデータの不適切な利用がないかなど重要な点に関わるため、専門委員会に障害当事者が構成員として配置されることが望ましいと考えます」また、これに関連しまして、「専門委員会の構成員には、高い倫理性が求められ、相当な重圧もあると推測されます。障害当事者構成員には、過度な負担がかからないように障害特性等に配慮した環境整備をおこなうことが望ましいと考えます」という御意見をいただきました。

続きまして、日本視覚障害者団体連合の方からの御意見です。こちらは、ガイドライン案に関する直接的な御意見になりますが、『7 提供申出書等の受付及び提出方法』に関連して、(1)受け付けのためのホームページを視覚障害者が把握しやすいものにしていただきたい。(2)提供申出書は、視覚障害者が作成しやすい媒体(たとえばテキストファイル)でも受け付けていただきたい。そこで、次の一文の追加の検討をお願いする。『円滑な事務処理のために窓口業務を外部委託する場合がある。』の後に「なお、ホームページの設定に当たっては障害者のアクセシビリティに十分配慮するものとする。また、提供申出書の媒体は、障害者が作成しやすいもの(たとえばテキストファイル)を受け付けるよう考慮する。」という御意見をいただきました。

最後の団体ですけれども、一般財団法人全日本ろうあ連盟の方からは、こちらは障害福祉データベースの中身に関する御意見ですが、「障害児・者数だけでなく、障害支援区分及び障害種別・等級が分かるデータも障害福祉DBに格納していただきたい。」という御意見をいただきました。

続きまして、5ページ目は「ガイドライン案に対するご意見」です。これまで、当事者団体の方からの御意見を御紹介いたしましたが、特に直接的にガイドライン案に関わるような御意見というものを概要という形で、まとめております。

ガイドライン案につきましては、これは、主に個人特定性への懸念、もしくは障害者及

び障害児の提供申出のアクセシビリティについての御意見をいただいております。

先ほどの繰り返しにも少しなりますけれども、社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会、一般社団法人日本難病・疾病団体協議会の方からは、こちらも個人特定の回避という観点からの御意見で、「人口規模の小さい市町村や、障害の程度や疾患の条件により対象集団の人数が少ない場合には、ガイドライン案で定められた公表物の基準で、個人特定を回避できるのか懸念が残る」という御意見をいただいております。

こちらの対応方針につきましては、これは、ガイドライン案については少数の集団に着目して、細かい集計値を公表されないように配慮する。申出時・公表前にも確認をする旨の記載がございまして、この方針にのっとりこちらの専門委員会の個別審査にて精査をする、という方針でどうかと考えてございます。

それとともに、ガイドライン案について、次の下側に記載している文言を追加するということとして、「情報の利活用に際しては、個人識別が可能となる情報を公表しないよう厳格に取り扱うものとする」という文言を追加してはどうかと考えてございます。

2つ目の御意見です。こちらは、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の方からの御意見ですが、ガイドラインに対して「提供申出に際しては、障害者及び障害児が作成しやすい媒体（例えばテキストファイル）でも受け付ける」「提供に関するホームページについては、障害者及び障害児のアクセシビリティに十分配慮するものとする」といった内容の追記をお願いされているというところでございます。

対応方針の案としては、ガイドライン案に対して、次の以下に記載の文言を追加するとしてはどうかと考えてございます。「なお、提供に関するホームページについては、障害者及び障害児のアクセシビリティに十分配慮するものとする。また、提供申出書の媒体は、障害者及び障害児が作成しやすいものを受け付けるよう考慮する」と、こういった対応方針をとってはどうかと考えてございます。

最後に、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の方からの御意見です。こちらも、個人の識別の可能性の観点からの御意見ですが、「提供対象データまたは公表内容に、該当者数の少ない疾病・障害に関する情報が含まれる場合などには、当該疾病・障害の当事者団体にも意見聴取するといった対応が必要ではないか」という御意見です。

こちらにつきましては、関連する団体への公表物の確認に際しては、都度、意見照会というのを行うことはなかなか困難であると考えてございますが、公表に際しては、ガイドライン案に記載されているような少数の集団に着目して細かい集計値を公表されることが

ないように配慮して、申出時もしくは公表物の公表前に確認をする旨の方針にのっとり、第三者提供の専門委員会の個別審査にて精査する、という方針でどうかと考えてございます。

また、ガイドライン案についても「情報の利活用に際しては、個人識別が可能となる情報を公表しないよう厳格に取り扱うものとする」という文言を追加してはどうかと考えてございます。

6 ページ目です。障害福祉のデータベースの利活用に際しては、これは個人識別が可能となる情報を公表しないよう厳格に取り扱うということ、障害者及び障害児の人権を尊重して、利活用により差別や偏見につながることはないよう十分に配慮するということガイドラインの目的の部分に追記するとしてはどうかと考えてございます。

続きまして、7 ページ目です。提供申出についての、障害者の方及び障害児の方のアクセシビリティといったところにも十分配慮しつつ、障害者及び障害児の方が作成しやすい媒体で受け付ける内容というものを、ガイドライン案の「提供申出書等の受付及び提出方法」の箇所に追記することとしてはどうかと事務局としては考えてございます。

私からの御説明は以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの資料1-2に関する御説明に関しまして、御質問、御意見がありましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

比較的、事務局の御提案された修正案は、いろいろな御意見に配慮されたように感じておりますけれども、いかがでしょうか。それでよろしゅうございますでしょうか。

生田先生、どうぞ。

○生田委員 手を挙げるのが遅くなりました。

5 ページのところの2つ目、アクセシビリティに関するところですが、「提供申出書の媒体は」という言葉が使われているのですが、これは、調べていただきたいのですが、媒体という場合にはフロッピーディスクだったりCD-ROMだったりという物を指す場合が多いと思うのです。ここは、団体側も「媒体」とおっしゃっているのですが、テキストファイルも含むということであれば、「媒体及び形式」のほうがいいのではないかなとも感じたのですが、これは確信ではありませんので、事務局で一度お調べいただきたいと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

では、事務局のほうで一度調査をして対応していただけますでしょうか。

○事務局（北嶋） はい。

○山本委員長 あまり狭い意味に取られたら困りますので、よろしく願いいたします。  
他にいかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局の御提案と、今、生田先生から御提案いただいた内容をもう一度調べて、必要であれば追記をするということで、変更の御提案を了承したいと思います。

それでは、引き続きまして次の議題に入ります。

本日の議事の2「匿名障害福祉等関連情報・匿名障害児福祉等関連情報データベース（障害福祉DB）の提供データの加工について」ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局（北嶋） 事務局でございます。

「障害福祉DBの提供データに実施する加工について」という資料を御覧ください。

資料2の1ページ目です。

前回の第1回専門委員会の議事での振り返りと、今回、第2回の専門委員会の議事についてということで御記載しております。

第1回の専門委員会では、障害福祉サービスデータのデータについての議事において、障害福祉サービスデータの概要を御説明申し上げたところでございます。今回、申出者に提供するデータについて、第三者提供前に実施する加工処理について御説明を申し上げます。修正すべき点とか追加すべきこと等、改善すべき点があれば御意見を賜りたいと考えてございます。内容に問題がなければ、御承認をいただければと考えてございます。

続きまして、資料の3ページ目を御覧いただけますでしょうか。

資料の3ページ目は、前回の専門委員会の資料2-1の抜粋ですが、障害福祉サービスデータベースに格納されているデータの概要です。

障害福祉サービスデータベースにつきましては、障害支援区分認定データ、障害福祉サービス等給付費等明細書データ及び台帳情報のデータ、この3種類が格納されております。

4ページ目です。こちらは御参考になりますが、第三者提供の対象とする予定の障害福祉データについて簡潔にまとめております。

5ページ目です。こちらも御参考ですが、障害福祉サービスデータベースにも値が入っ

ていない項目についてまとめております。単体で特定の個人を識別することができる情報というものについては、これは障害福祉サービスデータベースの場合は匿名のデータベースですので、データの格納時に値が削除されております。個人の名前とか事業所の名称とといった個人情報につながるようなものが削除されています。

7ページ目にお進みいただけますでしょうか。7ページ目は、各データ項目の類型と、その第三者提供をする際のデータの加工処理の概要をまとめております。それぞれのデータの加工処理につきましては、この次のページ以降で詳細に御説明を申し上げます。

8ページ目です。以下の項目、個人を特定し得る特異な記述を含む可能性がある項目につきましては、自由記述として入力が可能であり、個人を特定し得る特異な記述を含む可能性がありますため、他の公的のデータベースと同様に提供対象外としてよろしいかどうかをお伺いしたく存じます。

個人を特定し得る特異な記述を含む可能性がある項目としては、難病名といったものがございます。こちらに関しては自由記述が可能となっている項目ですので、病名以外の情報、個人を特定し得るような詳細な病態等が記載されている可能性もございます。そのため、加工処理の案としましては、第三者提供データにおいては空欄に置き換えることとしてはどうかと考えてございます。

9ページ目です。9ページ目は、事業所や自治体の識別情報に関する記載ですが、介護のデータベースと同様に、第三者提供時のリスク低減といったものを意図して、事業所とか自治体、障害者及び障害児の居住地を識別する情報といったものは提供対象外としてよろしいかどうかをお伺いしたく存じます。

事業所の名称、事業所の住所とか、カナの都道府県等名とか、漢字で書かれた都道府県等名といったものは、提供データにおいては空欄に置き換えることとしてどうかと考えてございます。

10ページ目です。10ページ目は、生年月日についてですが、生年月日については、NDBと同様に、原則、年齢階級に変換して提供することとして、生年月日の提供側の希望があった場合には、これは第三者提供のこの専門委員会の個別審査で判断することとしてよいかどうか。また、年齢階級の区分の設定については、※書きに記載がございましたけれども、この「原則」といったものに則ることとするが、他のデータベースと同様に個別の希望があった場合には、個別審査で判断することとしてよろしいかどうかをお伺いしたく存じます。

加工処理については、原則、年齢階級に変換しますが、希望があった場合には年月の提



供、若年層、20歳未満につきましては、年齢の提供も可能とするということとしてはどうかと考えてございます。

11ページ目です。定員数、もしくは事業所の利用者数に関するものですが、定員数や利用者数につきましては、事業所を特定し得る項目のため、介護データベースと同様に階級化することとしてよろしいかどうか。なお、NDBでは病床数が階級化されております。

階級につきましては、第三者提供開始前に、項目ごとにデータベースを集計して、項目ごとに階級設定といったものを実施するというところでございます。階級区分の指定が、研究者等の第三者の方によって階級区分の指定が可能となっているというところでございますけれども、階級区分の指定がない場合については、事務局案の区分を適用させていただくと。階級区分の指定があるという場合については、こちらの第三者提供の専門委員会の個別審査で判断することとしてよろしいかどうかをお伺いしたく存じます。

12ページ目です。介護データベースと同様に、今度は市町村番号ですけれども、この市町村番号については、匿名化の有無というものを選択可能として、匿名化を希望しない場合については、これは個別審査で、その提供の可否というものを判断することとしてよろしいかどうかというところをお伺いしたく存じます。

続きまして、13ページ目です。都道府県番号については、他の公的のデータベースでは、都道府県番号は匿名化されないために、都道府県番号は、原則は匿名化をしないこととすると。ただ、障害福祉データベースの場合ですと、難病等対象者の人数が少数であるという事情がございます。都道府県番号との組合せによって個人が特定される可能性がございますため、難病名を特定する項目の提供を希望する場合には、この都道府県番号というのは、原則、匿名化することとしてよろしいかどうかをお伺いしたく存じます。

また、申出者から匿名化しない旨の希望がある場合には、こちらの第三者提供の専門委員会の個別審査でその可否を判断することとしてよろしいかどうかをお伺いできればと思います。

最後の14ページ目です。事業所番号につきましては、他の介護のデータベースと同様に、匿名化というものを必須としてよろしいかどうかをお伺いできればと思います。

私からの説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました、提供するデータの加工についてのお考えなのですけれども、御意見、御質問がありましたらよろしくお願いいたします。

どうぞ。

○小澤委員 小澤ですけれども、確認したかったのが、11ページ目の定員の階級というのでしょうか、区分という話なのですが、これは、例えばサービスによって、結構、区分の仕方によっては、施設があまりない区分が発生すると、施設の特定、先ほど事業所は匿名化すると書いてありますけれども、施設とかそういうのが特定される可能性が出てくるのではないかなと。それと、事務局案の階級化と先ほど説明があったのですが、こういう研究者が申し出た場合の階級化の場合は、それを個別審議することになるのですが、事務局案としては、大体どんなイメージの階級化というのを、サービスによって異なると思うのですが、そこが想定されているか、そこが知りたかったのです。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○事務局（北嶋） 事務局でございます。御質問いただきまして、ありがとうございます。

御質問は、事務局案の階級区分といったものが、どういったイメージかという御質問であったかと思えます。こちらにつきましては、11ページのほうの資料の下側にも書いてあるのですが、今後、このデータベースのほうを集計して、分布というものがまだ実際に確認できておりませんので、分布をしっかりと確認をさせていただいた上での階級設定というところになるかと思えます。

サービスごとによっても状況というのは大きく違うところですので、この場ではこういうイメージというのがなかなか申し上げにくいところでございますけれども、適宜、サービスごとに分布を確認しながら、階級のほうの設定をさせていただければと考えてございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

データベースで分布を確認して決定するということは、要するに、特定につながらないような階級、階層化をするということを目指すということによろしいですね。

○事務局（北嶋） そのような御認識で結構でございます。

○山本委員長 他にいかがでしょうか。

例えば、事業所などの場合は、結構、空欄に置き換えるという記載があったと思うのですが、それが特定できないということは非常に大事だと思うのですが、一方で、事

業所を変更したとか、同じ事業所で条件が変わっているということをもし調べたい場合は、どこで分かる必要はないのですが、同じ事業者かどうかというのを区別するために、他のデータベースでは、これは匿名化していつていますから、全く無関係な識別子に置き換えて、ただ、同じ事業所は同じ番号なのだという形で提供することがあるのですが、そういうことは、今のところ、この障害福祉データベースでは必要ないという考えでしょうか。

○事務局（北嶋） 事務局でございます。御質問、ありがとうございます。

14ページ目のところに事業所番号といったものの加工処理を記載してございます。事業所番号については、これは匿名化をいたしますが、同じ事業所であれば同じ匿名化のキーになると認識しておりますので、そういった意味では、同じ事業所を追えることができるという認識しております。

以上でございます。

○山本委員長 分かりました。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

これは、実際に提供が始まりますと、審査委員会で審査をするという項目が結構ございまして、我々の責任になりますので、もし何か御意見がありましたらよろしく願いいたします。

○小澤委員 では、小澤のほうからもう一点。

8ページですけれども、この難病名は、当然、匿名というか空欄に置き換えるということなのですけれども、難病はものすごく数があるのですけれども、ある程度、研究者としてのカテゴリーというのを持って研究しようと思う場合の方が多いのではないかと思うのですが、その場合は、この病名自体はこういう状況なので、例えば、他の障害の支援区分とか、あるいは障害手帳の判定とか、それも併せてというような特性の取り方になるという理解でよろしいですか。

つまり、難病というのは、ものすごく数があるのは確かなのですが、かなり特性が異なった状況が幾つも入っているので、その辺りの大枠を持って研究をしたがる人は多いのではないかなと思うのです。その辺り、どのように、そういう場合の、多分、申出があって個別の判断というのが発生するかもしれないのですけれども、その辺り、何かあれば教えていただきたいと思いました。

○山本委員長 いかがでしょうか。

○事務局（北嶋） 御質問、ありがとうございます。事務局でございます。

御説明申し上げたとおり、難病名については、どうしても自由記述ですので、あまり難病とは関係ないような情報というものも入っております。そういった趣旨から、提供データにおいては空欄に置き換えることを考えております。8ページの注意書きにも記載がございますが、これはもちろん個別審査を経ることとなりますが、難病名に対応する難病コードというものは、第三者提供の対象となりますので、そういった研究者の方々の研究のニーズといったものにも一定程度応えられるものであると事務局としては考えております。

以上でございます。

○山本委員長 よろしいでしょうか。

○小澤委員 分かりました。では、その難病コードが、今のようなことに一定程度対応が可能な可能性があるかと。

○山本委員長 他にいかがでしょうか。

今の話ではないかもしれませんが、例えば、介護総合データベースと突合させて分析をしたいというニーズがあった場合に、現状は、障害者・障害児のカナ氏名、漢字氏名も削除されていますので、精度は高くないかもしれませんが、カナ氏名と生年月日と性別でハッシュ化して結合するというのが一部のデータベースで扱われているのですが、それは当面は考慮しないということでもいいのでしょうか。

○事務局（北嶋） 事務局でございます。御質問、ありがとうございます。

山本先生の御認識のとおりで、ID4で連結を引き続きといいますか当面はやっていくというところがございます。現状、ID5もございますけれども、どうしても障害福祉の場合ですと、このID5のもととなる最古の被保険者番号を収集するスキームがなかなかないのでございまして、当面は、やはりID4で結合していくことになるかと考えてございます。

以上でございます。

○山本委員長 ID4は使えるということですね。分かりました。

他によろしいでしょうか。

御意見、ありがとうございます。事務局においては、本日出された御意見を踏まえて次回以降への準備をお願いいたします。

それでは、最後に事務局からアナウンス等があればお願いいたします。

○事務局（北嶋） 事務局でございます。

本日は御審議いただきまして、ありがとうございます。御指摘のあった部分につきましては、こちらで確認を取らせていただきまして、必要な準備というものを進めたく存じ

ます。本日はどうも誠にありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございました。

(了)